

2 介護保健施設サービス

		基本部分		注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合 又は 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 夜勤職員配置加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 認知症ケア加算	注 認知症ケア加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>【従来型】 (二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】 (三) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) <多床室>【従来型】 (四) 介護保健施設サービス費(Ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 (710 単位) 要介護2 (757 単位) 要介護3 (820 単位) 要介護4 (872 単位) 要介護5 (925 単位) 要介護1 (739 単位) 要介護2 (811 単位) 要介護3 (873 単位) 要介護4 (930 単位) 要介護5 (985 単位) 要介護1 (786 単位) 要介護2 (834 単位) 要介護3 (897 単位) 要介護4 (950 単位) 要介護5 (1,003 単位) 要介護1 (819 単位) 要介護2 (893 単位) 要介護3 (956 単位) 要介護4 (1,012 单位) 要介護5 (1,068 単位)							1日につき +21単位		
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) <療養型老健: 看護職員を配置>		(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】 (二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) <従来型個室>【療養強化型】 (三) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) <多床室>【療養型】 (四) 介護保健施設サービス費(Ⅳ) <多床室>【療養強化型】	要介護1 (735 単位) 要介護2 (818 単位) 要介護3 (933 単位) 要介護4 (1,009 単位) 要介護5 (1,085 単位) 要介護1 (735 単位) 要介護2 (818 単位) 要介護3 (1,002 単位) 要介護4 (1,078 单位) 要介護5 (1,154 単位) 要介護1 (814 単位) 要介護2 (897 単位) 要介護3 (1,012 単位) 要介護4 (1,088 単位) 要介護5 (1,164 単位) 要介護1 (814 単位) 要介護2 (897 単位) 要介護3 (1,081 単位) 要介護4 (1,157 单位) 要介護5 (1,233 単位)						1日につき +76単位		
		(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】 (二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) <従来型個室>【療養強化型】 (三) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) <多床室>【療養型】 (四) 介護保健施設サービス費(Ⅳ) <多床室>【療養強化型】	要介護1 (735 単位) 要介護2 (812 単位) 要介護3 (906 単位) 要介護4 (982 単位) 要介護5 (1,058 単位) 要介護1 (735 単位) 要介護2 (812 単位) 要介護3 (975 単位) 要介護4 (1,051 单位) 要介護5 (1,127 单位) 要介護1 (814 单位) 要介護2 (891 单位) 要介護3 (985 单位) 要介護4 (1,061 单位) 要介護5 (1,137 单位) 要介護1 (814 单位) 要介護2 (891 单位) 要介護3 (1,054 单位) 要介護4 (1,130 单位) 要介護5 (1,206 单位)						1日につき +120単位	1日につき +21単位		
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>【従来型】 (二) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】 (三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ) <ユニット型準備室>【従来型】 (四) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型準備室>【在宅強化型】	要介護1 (789 単位) 要介護2 (836 単位) 要介護3 (900 単位) 要介護4 (953 単位) 要介護5 (1,006 単位) 要介護1 (822 単位) 要介護2 (896 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,015 单位) 要介護5 (1,071 单位) 要介護1 (789 単位) 要介護2 (836 单位) 要介護3 (900 单位) 要介護4 (953 单位) 要介護5 (1,006 单位) 要介護1 (822 单位) 要介護2 (896 单位) 要介護3 (959 单位) 要介護4 (1,015 单位) 要介護5 (1,071 单位)					1日につき +240単位 (週3日を限度)				
		(一) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】 (二) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>【療養強化型】 (三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ) <ユニット型準備室>【療養型】 (四) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型準備室>【療養強化型】	要介護1 (896 单位) 要介護2 (979 单位) 要介護3 (1,094 单位) 要介護4 (1,170 单位) 要介護5 (1,246 单位) 要介護1 (896 单位) 要介護2 (979 单位) 要介護3 (1,163 单位) 要介護4 (1,239 单位) 要介護5 (1,315 单位) 要介護1 (896 单位) 要介護2 (979 单位) 要介護3 (1,094 单位) 要介護4 (1,170 单位) 要介護5 (1,246 单位)									
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) <療養型老健: 看護職員を配置>		(一) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】 (二) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>【療養強化型】 (三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ) <ユニット型準備室>【療養型】 (四) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型準備室>【療養強化型】	要介護1 (973 単位) 要介護2 (1,067 単位) 要介護3 (1,143 单位) 要介護4 (1,219 单位) 要介護5 (1,296 单位) 要介護1 (973 单位) 要介護2 (1,136 单位) 要介護3 (1,288 单位) 要介護4 (1,356 单位) 要介護5 (1,428 单位) 要介護1 (973 单位) 要介護2 (1,136 单位) 要介護3 (1,288 单位) 要介護4 (1,356 单位) 要介護5 (1,428 单位)								
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】 (二) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>【療養強化型】 (三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ) <ユニット型準備室>【療養型】 (四) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型準備室>【療養強化型】		要介護1 (896 单位) 要介護2 (973 单位) 要介護3 (1,067 单位) 要介護4 (1,143 单位) 要介護5 (1,219 单位) 要介護1 (896 单位) 要介護2 (973 单位) 要介護3 (1,067 单位) 要介護4 (1,143 单位) 要介護5 (1,219 单位)										

注 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 ターミナル・ケア加算	(一) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)
		療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)
	(二) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)
		疗養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 疗養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)
	(三) 死亡日	疗養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 疗養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)
		疗養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 疗養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)
注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(1日につき 27単位を加算)	
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
ニ 入所前後訪問指導加算	在宅強化型の場合 (1日につき 460単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合 (1日につき 460単位を加算)	
ホ 退所時指導等加算	(1) 退所時等指導加算	(一) 退所前訪問指導加算 在宅強化型の場合 (入所中1回を限度に460単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (入所中1回(療養型老健の場合は1回又は2回)を限度に460単位を算定)
		(二) 退所後訪問指導加算 在宅強化型の場合 (退所後1回を限度) 在宅強化型以外の場合 (460単位を算定)
		(三) 退所時指導加算 (400単位)
		(四) 退所時情報提供加算 (500単位)
		(五) 退所前連携加算 (500単位)
	(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
ヘ 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
ト 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)	
チ 経口維持加算(1日につき)	(一) 経口維持加算(I) (28単位) (二) 経口維持加算(II) (5単位)	
リ 口腔機能維持管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ヌ 口腔機能維持管理加算	(1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ル 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)	
ヲ 在宅復帰支援機能加算	(療養型老健に限り1日につき 5単位を加算)	
ワ 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)	
		(二) 特定治療
カ 所定疾患施設療養費	療養型老健以外の場合 (1月に1回7日を限度に、1日につき300単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回7日を限度に、1日につき300単位を算定)	
ミ 認知症専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)
タ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
レ 認知症情報提供加算		(入所後7日間に限り 350単位を加算)
シ 地域連携診療計画情報提供加算	在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	
ツ サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)
キ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15／1000) (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×15／1000×90／100) (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×15／1000×80／100)	注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計

* PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用する。